

1 精神保健福祉法改正について

(1) 精神保健福祉法を含む障害者総合支援法等の一部改正について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第104号。）については、令和4年12月10日に国会で可決・成立し、同年12月16日に公布されたところ。

障害者等の地域生活及び就労を支援するための施策の強化により、障害者等が希望する生活を営むことができる社会を実現するため、地域における相談支援体制の拡充、就労選択支援の創設、週所定労働時間が特に短い特定の障害者を雇用した場合の雇用率算定における特例の創設、入院者訪問支援事業の創設等による精神障害者の権利擁護の推進、指定難病の患者及び小児慢性特定疾病児童等に係る医療費助成制度の改善、障害福祉サービス等についての情報の収集、利用、連結解析等に関する規定の整備等の措置を講ずることをその改正の趣旨とする。

精神障害者の方についても、医療機関に入院している方の人権擁護、病院から地域生活への移行の促進、地域での相談支援体制の充実、グループホームから居宅生活に向けた支援、就労に向けた支援等、ご本人の思いを尊重し、支援をより届けやすくするための制度の充実を図るものである。

(2) 改正精神保健福祉法の施行スケジュールについて

改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）については、主に令和5年4月と令和6年4月に分けて施行される。

令和5年4月には、

- ・ 家族が虐待等の加害者である場合の医療保護入院時の対応
- ・ 医療保護入院等の患者への入院時の告知に関する見直し
- ・ 精神保健指定医の新規申請のための指定医研修会の受講の有効期間に関する改正が施行される。これに関しては、以下の省令・通知等を参照いただき、円滑な実施について、ご対応をお願いしたい。

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和5年2月28日公布令和5年4月1日施行）
- 障発0302第5号令和5年3月2日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条第三項に基づき医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について」の一部改正について」
- 障精発0302第1号令和5年3月2日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知「「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」の一部改正について」

- 障精発0302第2号令和5年3月2日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知「「医療保護入院における家族等の同意に関する運用について」の一部改正について」

なお、上記の内容については、令和5年3月6日に、都道府県・市町村向けの説明会を開催したところであり、諸事情により参加できなかった都道府県におかれては、会議資料を必ず確認いただくとともに、管下市町村にも、その旨、案内をお願いしたい。（会議資料についてはワンパブリックに掲載）

また、令和6年4月には、

- ・医療保護入院制度の期間制限等の見直し
- ・入院者訪問支援事業の創設（法定事業化）
- ・虐待防止のための取組の推進と通報制度の整備
- ・市町村の相談支援体制の整備

等に関する改正が施行される予定となっている。

これらに関しては、今後その運用の詳細について、お示しする予定であるが、改正法の趣旨も踏まえつつ、体制の確保や医療機関への周知等について対応をお願いする。

（３）精神科病院における虐待の防止について

精神科医療機関における虐待が疑われる事案に対する対応については、事案の発生防止や早期発見の取組強化に取り組んでいただくよう、これまでもお願いしていたところであり、令和6年4月には、虐待防止のための取組の推進と通報制度の整備に係る改正法が施行される予定となっている。

しかしながら、今般、虐待事案が相次いで報じられていることを重く受け止め、令和5年2月17日付けで、指導監督の徹底を依頼する事務連絡を発出しているので、本事務連絡の内容に沿って、適切な情報収集や実地指導といった虐待防止のための対応をお願いする。

また、令和5年1月17日付けで、虐待が疑われる事案に対する医療機関での対応についても再周知のための事務連絡を発出しているので、管内精神科医療機関に対し、周知徹底を改めてお願いする。

県 = 都道府県及び政令指定都市

市 = 市町村

家族が虐待等の加害者である場合の対応

市

- 医療保護入院の同意や退院請求を行うことができる「家族等」からDVや虐待の加害者を除く。
- 市町村長は同意の事務に関して、関係機関等に必要な事項を照会できる。
- 当該家族が唯一の家族である場合、医療機関は市町村長同意の申請ができるようになる。

入院患者への告知に関する見直し

県

- 以下の入院措置を行う患者への告知について、患者本人だけでなくその家族にも告知する。
 - ・ 措置入院（緊急措置入院）：措置診察のための通知を行った家族等に対し告知
 - ・ 医療保護入院：同意を行った家族等に対し告知
- 従来からの「入院措置を採ること」「退院請求に関すること」に加えて、「入院措置を採る理由」も告知することとなる。

新規申請に向けた指定医研修会の有効期間

県

- 指定医研修会を受講したあと、3年以内であれば指定医の申請が可能（現行は1年以内）。

県 = 都道府県及び政令指定都市

市 = 市町村

医療保護入院の期間の法定化と更新の手続き

- 医療保護入院の入院期間は、最大6ヶ月以内で省令で定める期間（検討中）とする。
- 入院中の指定医による診察の結果、患者に同意能力がなく（任意入院ができない）、入院の必要があると判断した場合に限り、以下の要件を満たすことで入院の期間を更新できる。
 - ・ 対象患者への退院支援委員会の開催（入院継続に当たって必要な退院支援措置の検討）
 - ・ 家族等に連絡した上で、同意を確認（同意又は不同意の意思表示がないことの確認） **市**
 - ・ 更新届の提出（定期病状報告は必要なくなります） **県**

家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合の取扱い

市

- 当該家族等がどうしても同意・不同意の判断ができない場合には、家族等は意思表示を行わないこととすることができるようになる。
- 家族等の全員が意思表示を行わない場合には、医療機関は市町村長同意の申請ができるようになる。

令和6年4月から（続き）

地域生活への移行を促進するための措置

- 退院後生活環境相談員について、措置入院者にも選任することを義務化。
- 地域援助事業者（※）の紹介（現行努力義務）を義務化するとともに、措置入院者にも適用。
- 医療保護入院者退院支援委員会について、入院後1年を経過する者に対しても開催する。（更新の際に必要となる。）

※ 医療保護入院者が退院後に利用する障害福祉サービス及び介護サービスについて退院前から相談し、医療保護入院者が地域生活に移行できるよう、特定相談支援事業等の事業者や、事業の利用に向けた相談援助を行う者（共同生活援助、訪問介護事業者等）。市町村は、精神障害者や医療機関から紹介の問い合わせがあれば、必要に応じてあつせん・調整等を行うこと。

市

入院者訪問支援事業

県

- 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣。
- 都道府県等が訪問支援員を選任、研修等を実施。

※ 法定事業に向けて令和5年度から予算事業を開始。

措置入院時の入院必要性に係る審査

県

- 従来の医療保護入院時の審査に加え、措置入院時にも精神医療審査会において入院必要性に係る審査が必要となる。

医療機関における虐待防止の措置の義務化

- 病院の管理者は、虐待防止のための研修を行ったり、相談体制の整備をしたりする必要がある、指定医はそれに協力しなければならない。

虐待を発見した者から都道府県等への通報の義務化

県

- 病院内で業務従事者による障害者虐待を発見した場合は、誰もが都道府県に通報しなければならない。
- 業務従事者は、この通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。
- 通報を受け、都道府県が必要と判断した場合、実地監査において、指定医は虐待を受けたと思われる患者の診察をすることがある。
- 都道府県知事は、必要があると認める場合、病院の管理者に対して、報告や診療録等の提出を命じ、立入検査を行うことができる。また、改善計画や必要な措置を命じることができる。
- 都道府県知事は、毎年度、業務従事者による障害者虐待の状況等について公表する。

自治体の相談支援の対象の見直し

市

- 市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者（具体的には省令で定める予定）も対象となる。

市町村への支援に関する都道府県の責務

市

県

- 都道府県は、市町村が行う精神保健に関する相談支援に関し、市町村への必要な援助を行うよう努めなければならない。

参 考

●精神障害者や精神保健に課題を抱える者への相談支援については、（政令市・保健所設置市以外の）市町村においては、精神保健福祉法上の「努力義務」となっており、法的には現時点で義務づけられてはいないものの、福祉・母子保健・介護等の分野と精神保健分野の複合的な支援ニーズがみられる中で、「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」等において、市町村における実施の重要性が指摘されている。

●このため、今後関係省令や、精神保健福祉業務運営要領（通知等）において、精神保健に関する相談支援に関し、市町村が実施する内容について、具体化・明確化を図っていくことを検討中。

詳細については、今後、省令・通知等でお示ししていく予定です。今後の情報にご注意ください。

精神科医療機関における虐待が疑われる事案に対する指導監督について

○精神科医療機関における虐待が疑われる事案に対する指導監督について（抄）

（令和5年2月17日付精神・障害保健課事務連絡）

1. 患者等からの退院請求や処遇改善請求の内容、又は外部からの都道府県等への情報提供等から、患者に対する虐待等が疑われる場合には、必要な情報収集や実地指導等の適切な指導監督の実施を図ること。
2. 情報収集を行う際、病院職員だけでなく、入院患者からも丁寧に聞き取りを行う等、適切な情報収集を図ること。
3. なお、入院患者に対する虐待が強く疑われる緊急性が高い場合等については、予告期間なしに対象の精神科病院に対し実地指導を実施することができることとしており（別添参照）、退院請求又は処遇改善請求中の案件であっても、精神医療審査会の審査結果を待たずして、実地指導を行うことも可能であることから、こうした場合には、躊躇なく、速やかに実地指導を実施すること。

精神科病院における虐待が疑われる事案に対する医療機関での対応について

○精神科病院における虐待が疑われる事案に対する医療機関での対応について（再周知）（抄）

（令和5年1月17日付精神・障害保健課事務連絡）

1. 虐待が疑われる事案が発生した場合には、各医療機関は速やかにその概況を各都道府県等に報告すること。
また、その後の都道府県等の実地指導に協力するなど、各都道府県等と連携して再発防止に努めること。
 2. 平時より医療機関は、院内における虐待の防止に必要な措置を講じること
- ※ 障害者虐待防止法第31条の規定により、医療機関の管理者は、職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該各機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置（間接的虐待防止措置）を講ずるものとされています）

（別添資料（抄））

- ・医療従事者向け研修資料（本体）<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000932515.pdf>
- ・医療従事者向け研修資料（解説書）<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000932516.pdf>
- ・医療従事者向け啓発資料（ポスター・編集不可）<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000932517.pdf>
- ・医療従事者向け啓発資料（ポスター・編集可）<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000947021.docx>

各都道府県等においては、管内精神科病院に対し、周知徹底を改めてお願いします。